

事業概要

－令和 7 年度実績－

富山県障害者相談センター

〒931 - 8443

富山県富山市下飯野 3 6 番地

TEL 076 - 438 - 5560

FAX 076 - 438 - 5585

目 次

I 施設概要

1 設置主体	1
2 所在地	1
3 設置目的	1
4 沿革	1
5 職員構成	2
6 施設規模	3

II 身体障害者関係業務概要

1 相談業務	4
2 判定業務	5
(1) 補装具判定	5
ア 市町村別・種目別	5
イ 年齢別・種目別	6
ウ 等級別・種目別	6
(2) 補装具適合判定件数	7
(3) 補装具助言依頼件数（身体障害児）	7
(4) 自立支援医療（更生医療）判定件数	8
3 身体障害者手帳の交付事務	9
(1) 市町村別	9
(2) 障害別・年齢別・等級別（新規）	10
（参考）身体障害者の障害等級別調	11
4 地域支援	12
(1) 補装具巡回相談	12
ア 巡回相談実施件数	12
イ 補装具の判定及び相談実施件数	12
(2) 訪問支援	13
ア 施設	13
イ その他	13
5 地域リハビリテーション推進業務	14
(1) 市町村身体障害者福祉担当者研修会	14
6 県社会福祉審議会「身体障害者福祉専門分科会 審査部会」事務局業務	14

III 知的障害者関係業務概要

1 業務の概要	15
2 相談業務	17
3 判定業務	18
(1) 療育手帳の判定・交付	18
(2) その他の判定	22

4	巡回相談	2 3
5	判定会議	2 3
6	研 修	2 3
資料 1	統計	2 4
資料 2	療育手帳の判定基準	2 6
	市町村障害者福祉担当課一覧	2 7
	交通案内	2 8

I 施設概要

1 設置主体 富山県

2 所在地 〒931 - 8443

富山市下飯野 36 番地
TEL (076) - 438 - 5560

3 設置目的

富山県障害者相談センターは、富山県障害者相談センター条例(平成28年条例第52号)の規定に基づき、身体障害者福祉法第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として位置づけられている。

4 沿革

- (1) 昭和26年 6月29日 富山市新桜町 102 に富山県立更生館を設置
同日、身体障害者福祉法第 11 条に基づき、富山県身体障害者更生相談所を併設、設置
- (2) 昭和35年 5月16日 富山市新桜町 14 に富山県精神薄弱者更生相談所を開設
(富山県立更生館に併設)
- (3) 昭和40年 9月 1日 富山市石金 60 (県静雲寮跡) に富山県身体障害者更生指導所を設置 (富山県立更生館を廃止)
同日、富山県身体障害者更生相談所を同指導所に併設移転
同日、富山県精神薄弱者更生相談所移転、富山県身体障害者更生相談所に併設
- (4) 昭和41年 8月 1日 富山市曙町 2-22 に富山県精神薄弱者更生相談所移転
(富山県中央児童相談所に併設)
- (5) 昭和56年 6月 1日 富山市石金 60 に富山県精神薄弱者更生相談所移転
(富山県身体障害者更生指導所に併設)
- (6) 昭和58年 4月 1日 富山市大手町 1-15 に富山県精神薄弱者更生相談所移転
(富山県精神衛生センターに併設)
- (7) 昭和59年12月 1日 富山県身体障害者更生相談所の住居表示変更により、富山市石金三丁目 8 番 31 号となる
- (8) 平成 9年 4月 1日 富山市蛭川 459-1 に富山県精神薄弱者更生相談所移転
(富山県心の健康センター、富山市保健所との合同庁舎)
- (9) 平成11年 4月 1日 富山県精神薄弱者更生相談所の名称を富山県知的障害者相談センターに変更
- (10) 平成15年 4月 1日 身体障害者更生指導所の廃止に伴い、富山県身体障害者更生相談所が独立
- (11) 平成20年 4月 1日 富山県身体障害者更生相談所が富山市下飯野 70 番地 4 (旧富山障害者職業センター跡地) に移転
- (12) 平成29年 4月 1日 富山県身体障害者更生相談所と富山県知的障害者相談センターを統合し、富山県障害者相談センターを新設
富山市下飯野 36 番地 (旧高志リハビリテーション病院内) に移転

5 職員構成

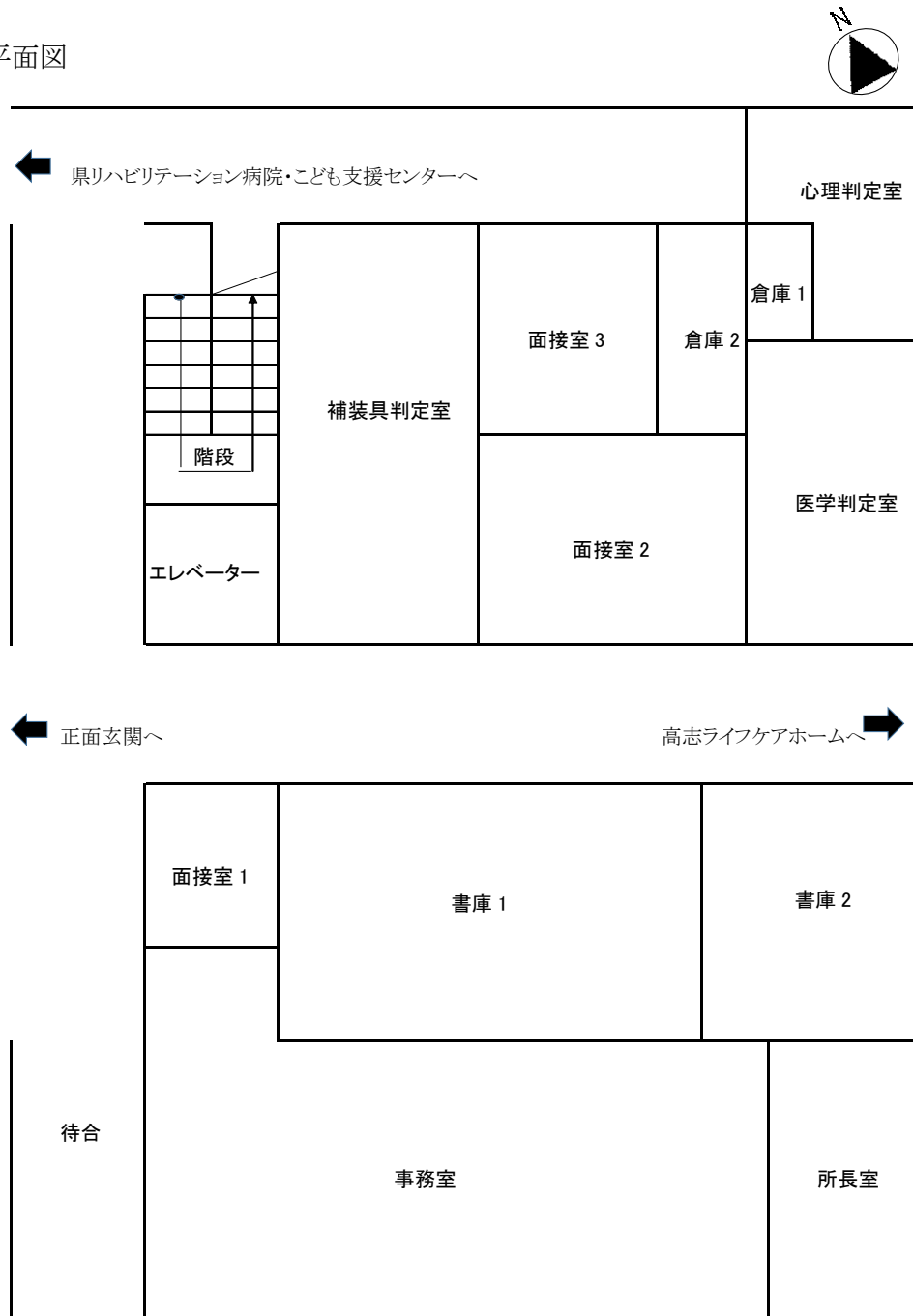
令和7年4月1日現在

職 種	人 員		備 考
所 長	1		
身体障害者福祉司	3		
知的障害者福祉司	1		
理学療法士	1		
看護師	1		
心理判定員	3		うち1名は 会計年度任用職員
相談員	1		会計年度任用職員
事務員	1		
医 師	8		兼務

6 施設規模

(1) 占有面積 旧高志リハビリテーション病院内1階 391.7 m²

(2) 平面図



Ⅱ 身体障害者関係業務概要

1 相談業務

身体障害者の生活・職業・医療・補装具等の相談に応じている。市町村での対応が困難なものについては、市町村と連携を図りながら専門的支援を行っている。

なお、相談には、身体障害者福祉司をはじめ医師・看護師・心理判定員・理学療法士等が当たり、問題の適切な解決に努めている。

	区 分	来 所	電 話	計
相 談 内 容	更生医療	1	7 5 2	7 5 3
	補装具		6 4	6 4
	身体障害者手帳		2 9 0	2 9 0
	地域支援		0	0
	法 1 5 条・自立支援医療	1	6 8	6 9
	その他		2 3 0	2 3 0
	合 計	2	1 4 0 4	1 4 0 6

2 判定業務

市町村からの依頼に基き、身体障害者の更生援護に必要な補装具費の支給や自立支援医療（更生医療）給付の要否判定を行っている。

自立支援医療は文書判定、補装具の処方および適合判定は文書判定のほか来所相談・巡回相談により実施している。

（１）補装具判定書

ア 市町村別、種目別

（上段：交付件数 下段：不適當件数）

種目別 年齢区分	義肢		装具					姿勢 保持 装置	車 椅子	電 動 車 椅子	意 思 伝 達 装 置	特 例 補 装 具	補聴器					特例				そ の 他	計
	義 手	義 足	長 下 肢	短 下 肢	体 幹	上 肢	そ の 他						高度難聴		重度難聴		耳 あ な 型	骨 導 式	軟 骨 導 型	補 聴 シ ス テ ム			
													ポ ケ ット 型	耳 か け 型	ポ ケ ット 型	耳 か け 型							
富山市	0	28	0	18	0	0	3	13	25	10	6	0	0	102	0	18	2	0	1	1	0	227	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高岡市	3	13	0	15	0	0	1	3	6	0	0	1	1	45	0	18	5	0	0	0	0	111	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
魚津市	2	1	0	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	8	0	5	1	0	0	0	0	26	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
氷見市	0	2	0	4	0	1	0	3	2	1	1	0	0	26	0	3	0	0	0	0	0	43	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滑川市	0	4	0	2	0	0	0	1	3	3	0	0	0	7	0	5	0	0	0	0	0	25	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
黒部市	0	5	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	9	0	3	1	0	0	0	0	24	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
砺波市	0	2	0	8	0	0	2	4	2	0	0	0	0	21	0	6	0	0	0	0	0	45	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小矢部市	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	11	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南砺市	0	3	0	1	0	0	1	0	2	1	0	1	1	10	0	12	2	0	0	0	0	34	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
射水市	0	5	1	6	0	0	2	2	3	1	1	2	0	36	2	6	1	0	0	1	0	69	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
舟橋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上市町	0	3	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	6	0	0	0	0	0	17	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
立山町	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	9	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
入善町	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	2	0	0	1	0	0	12	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
朝日町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	3	0	0	0	0	0	14	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	5	73	2	67	0	1	9	33	49	16	8	6	2	289	2	89	12	0	2	2	0	667	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

イ 年齢別・種目別

(上段：交付件数 下段：不適當件数)

種目別 年齢区分	義肢		装具					姿勢 保持 装置	車 椅子	電 動 車 椅子	意 思 伝 達 装 置	特 例 補 装 具	補聴器					特例			そ の 他	計
	義 手	義 足	長 下 肢	短 下 肢	体 幹	上 肢	そ の 他						高度難聴		重度難聴		耳 あ な 型	骨 導 式	軟 骨 導 型	補 聴 シ ス テ ム		
													ポ ケ ッ ト 型	耳 か け 型	ポ ケ ッ ト 型	耳 か け 型						
18～19	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29	0	3	0	3	0	0	2	9	5	0	0	2	0	3	0	7	0	0	0	0	0	34
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～39	1	1	0	4	0	0	1	7	2	2	0	0	0	1	0	8	2	0	0	0	0	29
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～49	0	4	1	9	0	0	1	9	12	3	1	1	0	5	0	2	2	0	0	0	0	50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50～59	3	16	0	15	0	0	0	5	8	6	4	2	0	10	0	7	2	0	0	2	0	80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～69	0	20	0	9	0	1	1	2	14	3	2	0	0	17	1	7	5	0	0	0	0	82
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～	1	28	1	27	0	0	4	0	5	2	1	0	2	253	4	54	1	0	2	0	0	385
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	73	2	67	0	1	9	34	48	16	8	6	2	289	5	86	12	0	2	2	0	667
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 等級別・種目別

(上段：交付件数 下段：不適當件数)

種目別 年齢区分	義肢		装具					姿勢 保持 装置	車 椅子	電 動 車 椅子	意 思 伝 達 装置	特 例 補 装 具	補聴器				特例				そ の 他	計
	義 手	義 足	長 下 肢	短 下 肢	体 幹	上 肢	そ の 他						高度難聴		重度難聴		耳 あ な 型	骨 導 式	軟 骨 導 型	補 聴 シ ス テ ム		
													ポ ケ ット 型	耳 か け 型	ポ ケ ット 型	耳 か け 型						
1級	0	2	0	10	0	0	3	31	32	11	2	5	0	0	0	3	0	0	0	0	0	99
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2級	4	7	1	10	0	0	1	1	13	5	0	0	0	1	3	30	1	0	0	0	0	77
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3級	1	12	0	25	0	0	0	1	4	0	0	0	0	6	6	32	2	0	1	2	0	92
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4級	0	43	0	19	0	0	4	0	0	0	0	0	1	81	3	14	2	0	0	0	0	167
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5級	0	4	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6級	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	201	0	1	6	0	1	0	0	215
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
難病	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	5	73	2	67	0	1	9	33	49	16	8	6	2	289	12	80	11	0	2	2	0	667
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 補装具適合判定件数

種目		市町村				富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	その他	計
適合判定	車椅子	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	姿勢保持装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	腹臥位保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	義肢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	電動車椅子	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
計		1	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	10

(3) 補装具助言依頼件数（身体障害児）

種目		市町村				富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	その他	計
児童適合判定	車椅子	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
	姿勢保持装置	7	4	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	腹臥位保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	義肢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	電動車椅子	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
計		10	6	1	1	1	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	27	

種目		市町村		富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	その他	計
児童助言回答	車椅子	15	5	3	3	1	1	2	1	3	5	0	0	0	0	0	2	0	41	
	姿勢保持装置	13	6	1	1	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	25	
	腹臥位保持具	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	義肢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	電動車椅子	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
	補聴器	7	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10	
	補聴器補聴システム	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	人工内耳補聴システム	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	その他	6	0	3	1	2	3	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	21	
計		46	13	7	7	3	4	5	4	4	10	0	0	0	1	2	0	106		

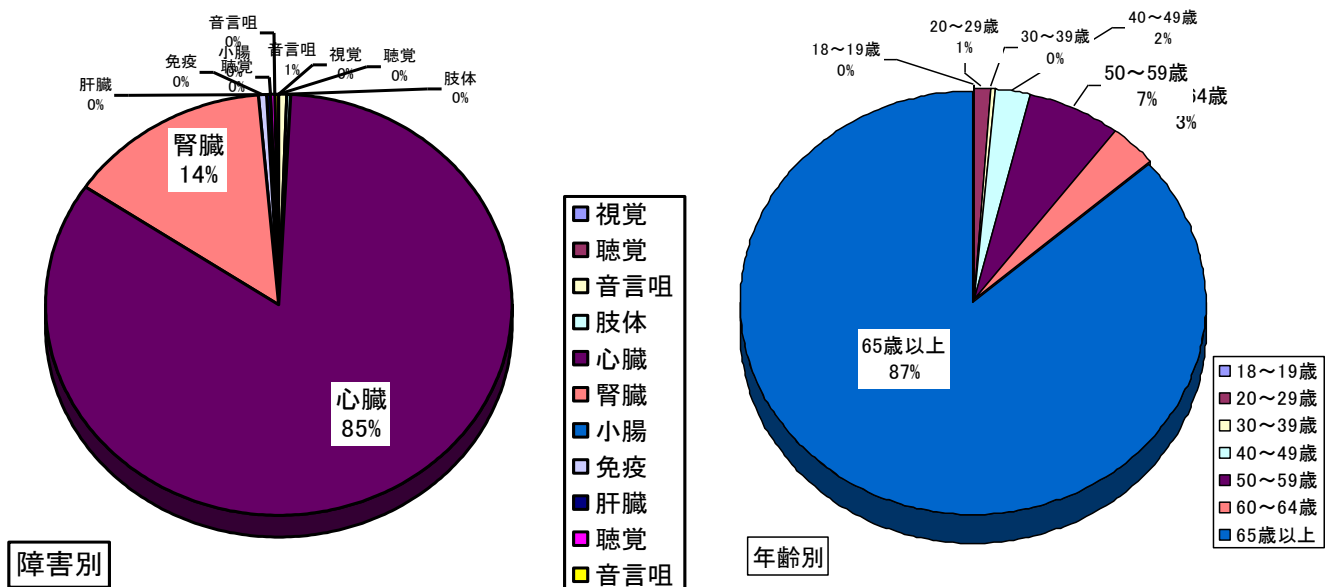
(4) 自立支援医療（更生医療）判定件数

対象となる疾患の障害区分

1. 視覚障害によるもの
2. 聴覚、平衡機能の障害によるもの
3. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
4. 肢体不自由によるもの
5. 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
6. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

更生医療判定件数（年齢別・判定事由別）

区分	障害別	視覚 障害	聴覚 障害	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	内 部 障 害					訪問 看護	療養 給付	合計
						心臓	腎臓	小腸	免疫	肝臓			
年 齢 別	18～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～29	0	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	5
	30～39	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	40～49	0	0	0	0	10	1	0	1	0	0	0	12
	50～59	0	1	0	0	19	13	0	0	0	0	0	33
	60～64	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	16
	65～	0	1	0	0	324	42	0	0	0	0	0	367
	計	0	2	1	0	367	62	0	2	1	0	0	435
事 由 別	新 規	0	2	1	0	353	54	0	2	1	0	0	413
	期間延長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内容変更	0	0	0	0	14	8	0	0	0	0	0	22
	計	0	2	1	0	367	62	0	2	1	0	0	435



- ・ 障害別では、心臓病の機能障害の判定件数は全体の 85%、腎臓機能障害は 14%であった。
- ・ 年齢別では、65 歳以上の判定件数は全体の 87%であった。

3 身体障害者手帳の交付事務

身体障害者福祉法第15条に基づき、身体障害者の手帳認定及び交付事務を行っている。

(1) 市町村別交付件数(富山市を除く)

新規交付

区分 \ 市町村	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	合計
視覚障害	32	4	5	4	5	7	3	6	11	0	3	1	5	2	88
聴覚障害・平衡機能障害	41	7	26	6	15	18	2	10	42	0	5	3	8	10	193
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0	1	1	0	3	2	3	1	0	0	0	0	0	16
肢体不自由	99	17	17	22	21	19	9	26	55	5	9	12	10	8	329
心臓機能障害	107	17	35	24	27	21	7	28	53	2	18	16	11	10	376
腎臓機能障害	40	5	9	5	14	8	5	7	15	0	5	5	6	2	126
呼吸器機能障害	12	3	4	3	4	1	1	5	8	0	0	3	4	0	48
ぼうこう・直腸機能障害	59	21	14	13	15	11	12	18	26	0	11	15	10	3	228
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
免疫機能障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
肝臓機能障害	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
計	396	75	112	78	101	88	42	104	212	7	51	55	55	35	1,411

再交付

程度変更	124	39	36	37	43	37	17	52	85	5	31	17	21	14	558
------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	-----

合 計	520	114	148	115	144	125	59	156	297	12	82	72	76	49	1,969
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	-------

(2) 障害別・年齢別・等級別（新規交付）（富山市を除く）

障害別 年齢・等級別		視覚 障害	聴覚 障害	平衡 機能 障害	音声・ 言語・ そし く機 能 障 害	肢体不自由					内部機能障害							計
						上肢	下肢	体幹	運動機能 障害		心臓 機能 障害	腎臓 機能 障害	呼吸 機能 障害	ぼう こう・ 直腸 機能 障害	小腸 機能 障害	免疫 機能 障害	肝臓 機能 障害	
									上肢 機能	移動 機能								
18歳 未満	1級	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	7
	2級	0	1	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	3級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	4級	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	4
	5級	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	6級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	1	0	0	5	1	5	0	0	2	1	2	0	1	0	0	21
						11				6								
18歳 以上	1級	4	0	0	0	30	4	2	0	0	19	22	2	0	0	1	1	85
	2級	10	0	0	1	18	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
	3級	0	2	0	2	5	9	7	0	0	18	2	1	0	0	0	1	47
	4級	0	1	0	2	3	11	0	0	0	3	0	0	40	0	0	0	60
	5級	8	0	1	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	6級	0	8	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	計	22	11	1	5	63	33	22	0	0	40	24	3	40	0	1	2	267
						118				110								
65歳 以上	1級	8	0	0	2	58	9	13	0	0	257	62	11	1	1	0	1	423
	2級	31	0	0	0	25	18	17	0	0	0	0	1	0	0	0	0	92
	3級	7	10	0	5	12	7	6	0	0	69	38	26	3	0	0	0	183
	4級	3	54	0	4	5	12	0	0	0	8	1	5	184	0	0	1	277
	5級	14	0	0	0	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	6級	0	116	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
	計	63	180	0	11	107	54	39	0	0	334	101	43	188	1	0	2	1,123
						200				669								
合計	1級	12	0	0	2	90	13	18	0	0	276	84	15	1	1	1	2	515
	2級	41	1	0	1	45	24	27	0	0	0	0	1	0	0	0	0	140
	3級	7	12	0	6	17	16	13	0	0	88	41	27	3	0	0	1	232
	4級	4	55	0	1	9	23	0	0	0	12	1	5	224	1	0	1	341
	5級	24	0	1	0	4	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
	6級	0	124	0	0	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139
	計	88	192	1	16	175	88	66	0	0	376	126	48	228	2	1	4	1,411
						329				785								

(参考) 身体障害者の障害・年齢・等級別調べ(富山市を除く)

障害別 年齢・等級別		視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部機能障害								計
						上肢	下肢	体幹	運動機能障害		心臓機能障害	腎臓機能障害	呼吸機能障害	ぼうこう・直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害		
									上肢機能	移動機能									
18歳未満	1級	6	1	0	0	40	17	35	6	3	31	3	5	1	0	0	8	156	
	2級	0	19	0	0	14	16	15	2	1	0	0	0	0	0	0	67		
	3級	1	3	0	0	4	4	4	0	0	12	1	1	5	0	0	35		
	4級	4	1	0	1	2	1	0	0	0	9	0	0	2	1	0	21		
	5級	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
	6級	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9		
	計	14	31	0	1	63	40	54	8	4	52	4	6	8	1	0	8	294	
						169					79								
18歳以上	1級	104	34	0	2	356	113	192	89	15	323	489	10	0	2	5	22	1,756	
	2級	105	202	1	2	298	145	151	15	18	2	0	0	2	0	16	1	958	
	3級	11	47	3	41	169	113	72	4	2	286	12	11	11	2	10	2	796	
	4級	18	42	0	72	121	239	1	7	2	135	4	6	167	6	12	4	836	
	5級	55	1	6	0	70	124	52	2	1	0	0	0	0	0	0	0	311	
	6級	14	92	0	0	81	108	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	297	
	計	307	418	10	117	1,095	842	468	117	40	746	505	27	180	10	43	29	4,954	
						2,562					1,540								
65歳未満	1級	347	77	2	6	828	215	144	8	1	2,070	1,027	42	3	3	3	16	4,792	
	2級	390	280	2	11	997	377	275	1	0	64	5	4	1	0	4	5	2,416	
	3級	63	299	9	75	472	1,176	137	0	0	1,848	118	143	31	0	2	0	4,373	
	4級	76	583	0	61	357	2,143	2	1	0	796	8	60	1,085	0	2	5	5,179	
	5級	174	5	12	0	251	451	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,004	
	6級	86	1,039	0	0	181	249	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,555	
	計	1,136	2,283	25	153	3,086	4,611	669	10	1	4,778	1,158	249	1,120	3	11	26	19,319	
						8,377					7,345								
65歳以上	1級	457	112	2	8	1,224	345	371	103	19	2,424	1,519	57	4	5	8	46	6,704	
	2級	495	501	3	13	1,309	538	441	18	19	66	5	4	3	0	20	6	3,441	
	3級	75	349	12	116	645	1,293	213	4	2	2,146	131	155	47	2	12	2	5,204	
	4級	98	626	0	134	480	2,383	3	8	2	940	12	66	1,254	7	14	9	6,036	
	5級	232	6	18	0	323	576	163	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,321	
	6級	100	1,138	0	0	263	358	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1,861	
	計	1,457	2,732	35	271	4,244	5,493	1,191	135	45	5,576	1,667	282	1,308	14	54	63	24,567	
						11,108					8,964								

4 地域支援

遠隔地域における身体障害者の利便性を考慮し、各種相談及び判定を行っている。
また、「訪問診査支援事業実施要綱」に基づき、医師、看護師、身体障害者福祉司、理学療法士等でチームを組み、診査及び更生相談を行っている。

(1) 補装具巡回相談

ア 巡回相談実施件数

開催日		実施場所	来談者			相談内容					判定・指導内容							
			手帳あり	手帳なし		計	手帳	医療	補装具	その他	計	処方意見書作成	処方判定	適合判定	調整修理	助言指示	その他	計
月	日	曜日		難病	その他													
4月17日	木	富山市婦中町（申請者宅）	2			2			2		2							2
6月19日	木	富山病院	5			5			5		5		2	1			2	5
7月17日	木	富山市山室（施設）		1		1			1		1		1					1
8月21日	木	富山県障害者相談センター	7			7			7		7	1	6					7
9月18日	木	富山県障害者相談センター	3			3			3		3		2				1	3
10月16日	木	富山県障害者相談センター	2			2			2		2		1	1				2
11月20日	木	富山病院	9			9			9		9		3			6		9
1月15日	木	富山県障害者相談センター	3			3			3		3		3					3
2月19日	木	富山県障害者相談センター	2			2			2		2		2					2
						0					0							0
計			33	1	0	34	0	0	34	0	34	1	22	2	0	6	3	34

イ 補装具の判定及び相談実施件数

来談者		相談内容					判定（適合判定含む）・指導内容										
手帳あり	手帳なし	計		手帳	医療	補装具	その他	処方意見書作成	処方判定	適合判定	調整修理	助言指示	その他	計	業者 4回		
		難病	その他														
6			6			6	6					6	6	6	個人 1回 一般		
															10/29:車椅子新規申請について 11/7:義足不具合について		

(2) 訪問支援

ア 施設 入所者の高齢化や、手帳保持者の増加により、医学的な助言を必要としている。

施設名	実施日	人数
富山市生活介護事業所あすなろ	4月21日(1名)、9月8日(1名)	2
富山市婦中生活介護事業所つつじ	6月12日(4名)、9月25日(4名)	8
四ツ葉園	5月20日(5名)、8月19日(2名)、10月21日(2名)	9
新生苑	7月15日(4名)、10月30日(4名)	8
新川むつみ園	8月28日(2名)、11月18日(2名)	4
かたかご苑	7月31日(1名)	1
あざみ園	5月29日(2名)、11月27日(3名)	5
工房ジョ・イン	1月21日(1名)	1
黒部学園	2月6日(1名)	1
計		39

イ その他

派遣先	実施日	内容
無し		

5 地域リハビリテーション推進業務

地域リハビリテーション推進事業とは、「障害をもつ人々や高齢者が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるように」医療や保健、福祉、生活にかかわる人々がリハビリテーションの立場から行う活動を支援するものである。令和7年度の以下の研修会については ZOOM による開催とした。

(1) 市町村身体・知的障害者福祉担当者研修会

〈内 容〉

- ① 身体障害者手帳について
- ② 自立支援医療（更生医療）の申請等手続きについて
- ③ 法第 15 条指定医師及び指定自立支援医療機関について
- ④ 補装具費支給制度について
- ⑤ 地域支援について
- ⑥ 療育手帳交付事務について

(2) 市町村身体障害者補装具担当者研修会

〈内 容〉

- ① 補装具費支給事務について
- ② 補装具費支給に関する Q&A

6 県社会福祉審議会「身体障害者福祉専門分科会 審査部会」事務局業務

身体障害者福祉専門分科会 審査項目	件 数
身体障害者手帳の程度認定	232
身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定による指定医師の指定	44
障害者総合支援法第 59 条の規定による医療機関の指定（新規）	12
障害者総合支援法第 60 条の規定による医療機関の指定（更新）	29
障害者総合支援法第 64 条の規定による医療機関の医師の変更	4
計	321

Ⅲ 知的障害者関係業務概要

1 業務の概要

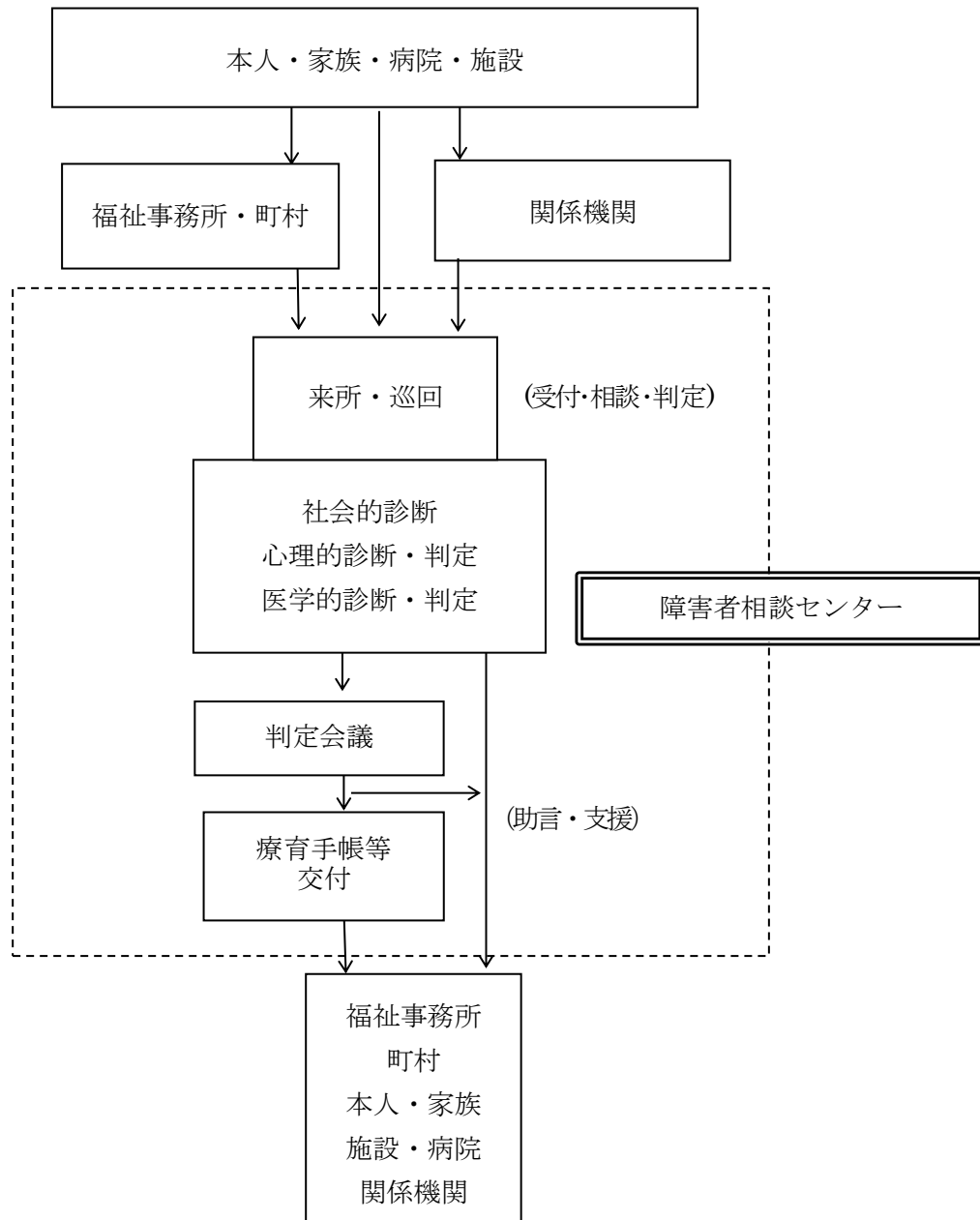
「知的障害者福祉法」第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、当所では以下を目的として、業務を行っている。

- (1) 知的障害に関する問題について、家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- (2) 18歳以上の知的障害者に対して心理的判定や社会診断・医学診断等を行い、必要な支援を行う。
- (3) 来所することが困難な相談者に対しては、それぞれの地域を巡回して相談や判定を行う。
- (4) 市町村に対して、知的障害者援護に必要な専門的支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

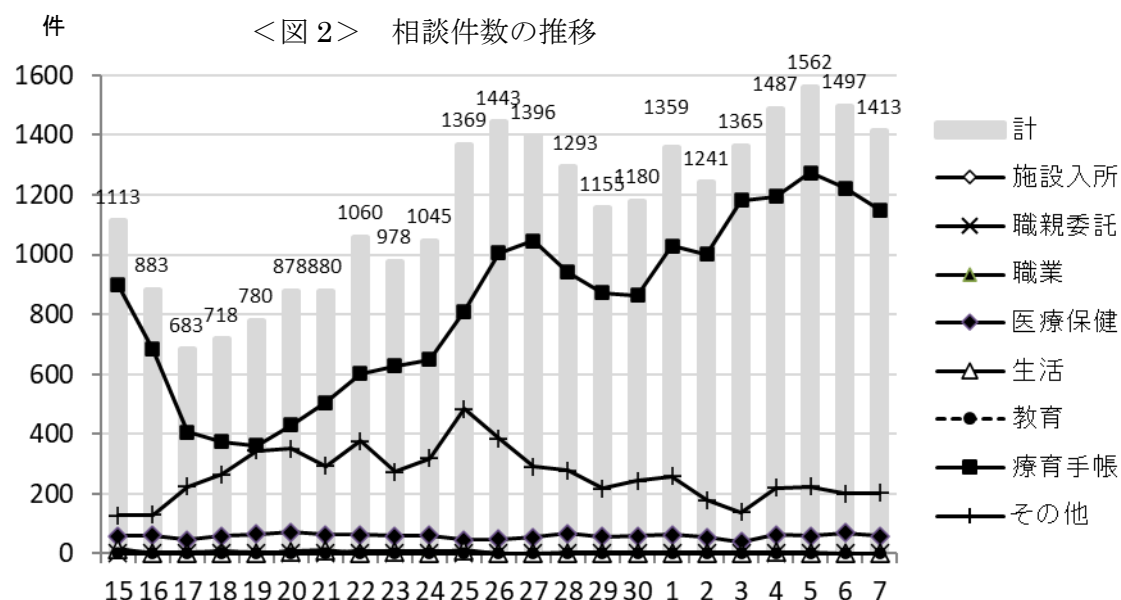
- (1) 相 談
知的障害に関する相談に、専門的な立場から助言や支援を行う。
- (2) 判 定
相談や療育手帳の交付申請判定依頼等に対して、必要に応じ、以下の業務を行い、総合的に判定する。
 - ・社会的診断
生育史、家庭環境や生活状況等の聴取や社会調査を行い、社会的側面から問題点や支援の方法について考える。
 - ・心理的診断
知能程度や性格傾向、社会適応性などを、面接や心理検査、行動観察などを通して判定し、心理的側面から問題点や支援の方法を考える。
 - ・医学的診断
精神遅滞の原因や状態、他の疾患の有無や身体状況などを、医学的側面から診察し、支援方法を含めた診断を行う。
- (3) 巡 回 相 談
相談や判定を受けたいが、地理的・社会的事情などによって来所できない人のために、それぞれの地域に出かけ、相談や判定を行う。
- (4) 療育手帳の交付
保護者や本人などからの申請により、判定を行い、療育手帳を交付する。
- (5) 市町村支援
 - ・市町村の担当職員に対し、基本的知識や技術向上のための研修や連絡調整などを行う。
 - ・困難ケースに対し、専門的助言を行う。

<図1 業務の流れ>



2 相談業務

知的障害者関係の相談件数は、平成 15 年 4 月からの支援費制度へ移行する前年の平成 14 年度以降は減少傾向にあったものの、障害者自立支援法がスタートした平成 18 年度から、全体的には徐々に増加傾向にある。



＜表 1＞ 相談内容別件数

令和 7 年度分

区分	相談者 実人数	相 談 内 容								相談 総数
		施設 入所	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	
来所 ・電話	1,348	0	0	0	59	1	0	1,107	203	1,370
巡回	43	0	0	0	0	0	0	43	0	43
計	1,391	0	0	0	59	1	0	1,150	203	1,413

相談内容〈表 1〉は、「療育手帳」に関するものが最も多く、全体の 81%を占めている。

「療育手帳」に関する相談の中で、施設入所（通所）、就労、家庭生活での不適応行動等の相談もあわせて受けていることが多い。必要に応じて、市町村、障害者就業・生活支援センターをはじめ、相談支援事業所、病院、学校、保健所など、より身近な関係機関と連携を取りながら支援している。

3 判定業務

(1) 療育手帳の判定・交付

〈表2〉障害者相談センターにおける、市町村別 判定・交付件数

(令和7年度)

判定 市町村	新 規 判 定 各右枠は転入新規外数					再 判 定 各右枠は程度変更内数					総 判 定 数			
	A		B		非該当	A		B		程 度 変 更 非該当	A	B	非該当	計
	新規	転入	新規	転入			変更		変更					
富 山 市	2	1	21	4	3	71	4	141	0	1	74	166	4	244
高 岡 市	0	1	11	1	0	35	0	56	0	1	36	68	1	105
魚 津 市	1	0	2	1	0	3	0	22	0	0	4	25	0	29
氷 見 市	0	0	1	0	0	10	0	17	0	0	10	18	0	28
滑 川 市	0	0	3	1	0	6	0	11	0	0	6	15	0	21
黒 部 市	0	0	0	2	0	8	0	9	0	0	8	11	0	19
砺 波 市	0	0	3	1	0	12	0	15	0	0	12	19	0	31
小 矢 部 市	0	0	1	1	0	4	0	7	0	0	4	9	0	13
南 砺 市	0	0	0	2	0	8	1	19	0	0	8	21	0	29
射 水 市	0	0	8	4	0	12	1	23	0	1	12	35	1	48
舟 橋 村	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	2	0	4
上 市 町	0	0	2	0	0	2	0	3	0	0	2	5	0	7
立 山 町	0	0	2	0	0	0	0	6	0	0	0	8	0	8
入 善 町	0	0	1	1	1	7	0	12	0	0	7	14	1	22
朝 日 町	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	3	2	0	5
小 計	3	2	55	18	4	183	6	345	0	3	188	418	7	613
計	78						528							

※新規判定の転入欄は、県外で療育手帳の交付を受けていた者の県内への移転により、新たに判定した件数

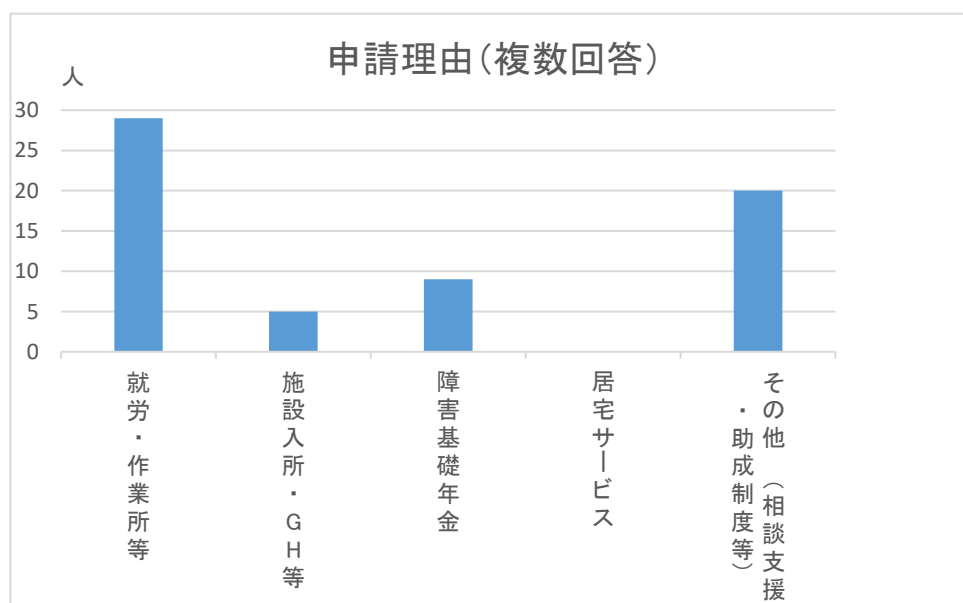
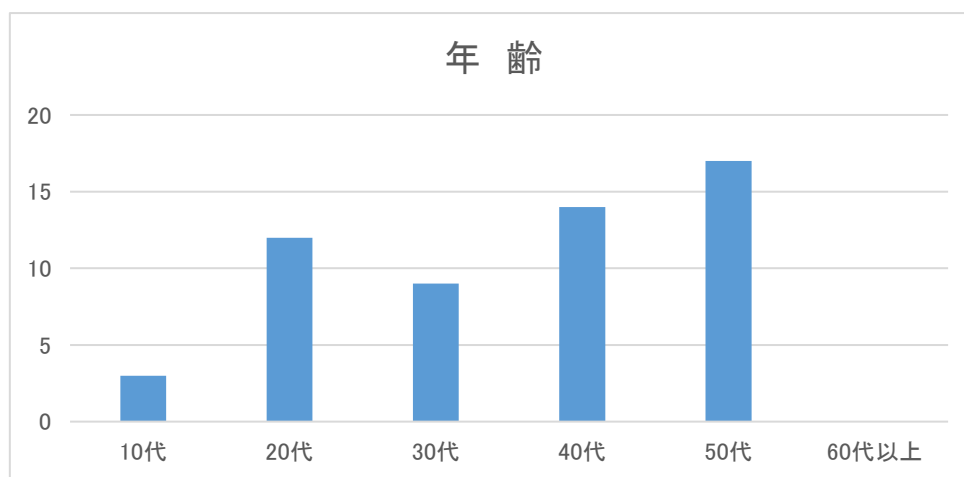
富山県では、「療育手帳の判定基準」(P26)により、18歳以上の療育手帳の障害程度をA(重度)、B(その他)に区分している。P18〈表2〉では令和7年度の当所での市町村別に行った療育手帳の判定・交付件数を示した。

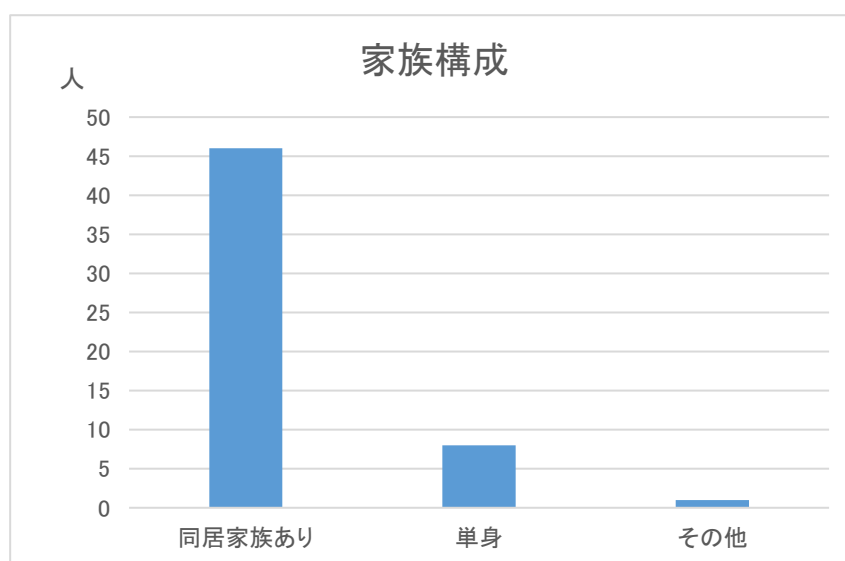
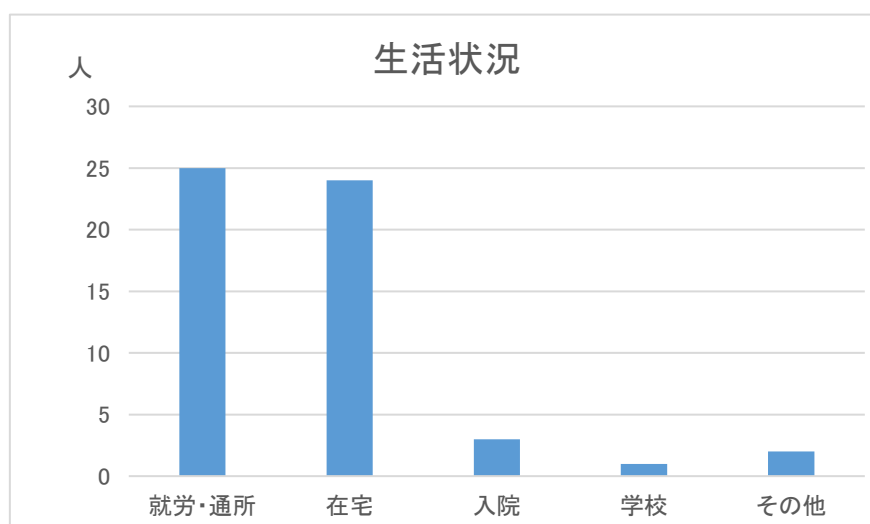
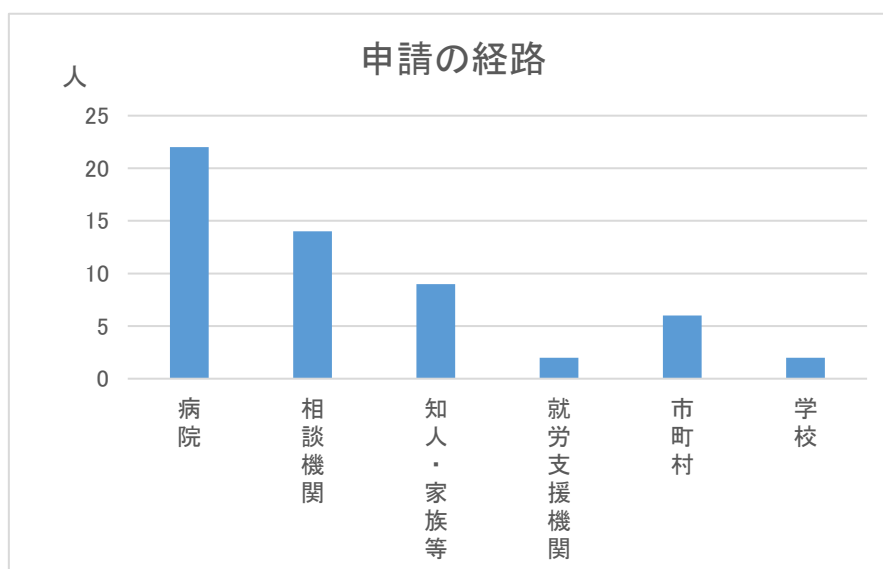
総判定数は、前年度から147件減の613件であった。このうち、転入を含む新規交付は78件で、前年度より3件減少している。判定結果はA判定が5件、B判定が73件であった。

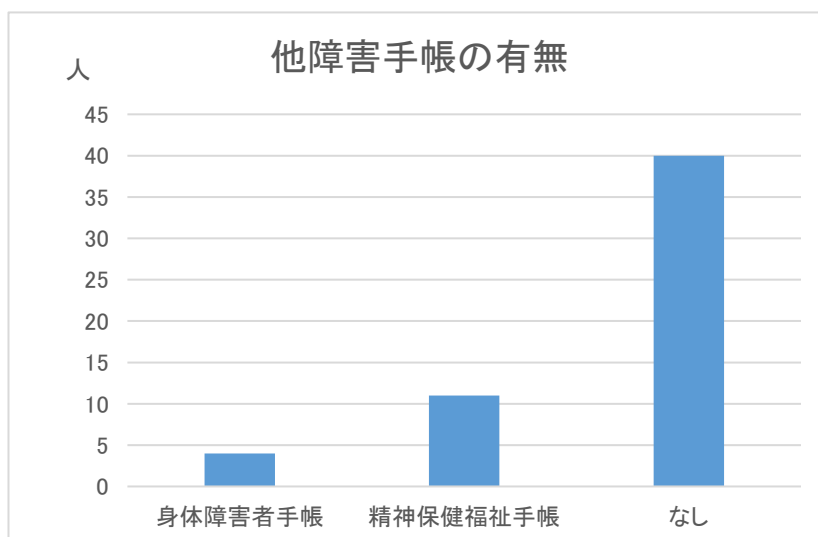
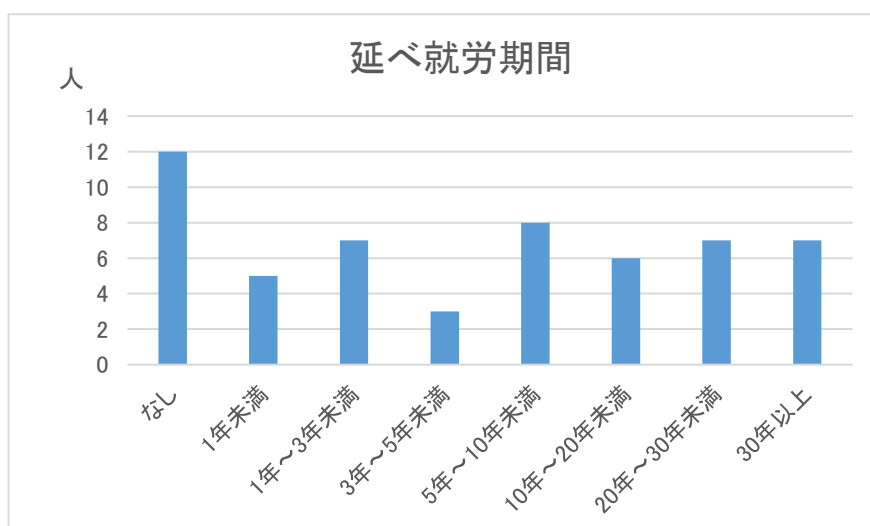
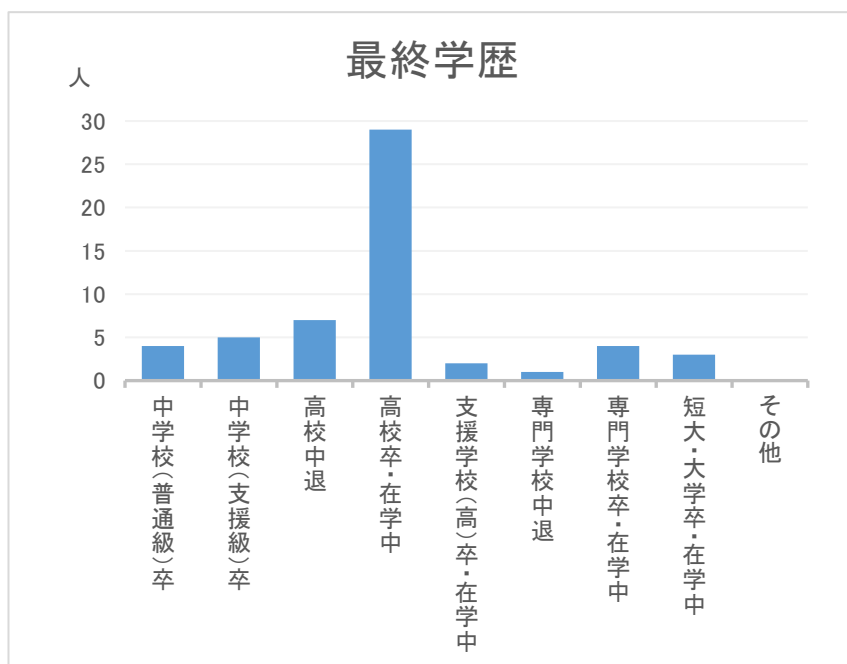
再判定は、療育手帳の交付を受けた人の障害の状況を確認するため行っている。令和7年度再判定による再交付件数は528件であった。

再判定期間は10年を標準としているが、50歳以降、または、児童相談所での判定を含めA判定が2回以上連続した場合で、障害程度の変化がないと予測される場合は無期限としている。

転入を除く新規交付者55名の詳細は、以下のとおりである。







新規交付申請は、就労や通所型福祉サービスの利用を目的としているものが多い。一般高校を卒業もしくは中退した後、何社も不採用、また短期間での解雇など、安定して働き続けることができず、就労面で困難を経験した方が手帳取得を機に障害者としての雇用や就労支援を考える事例が多い。新規申請者の年齢の内訳は、前年度は30代が最も多かったが、今年度は50代、次いで40代、20代が多くなっており、中高年が全体の半数を占めている。親の高齢化に伴い、家族が今後の生活について市や相談機関に相談する中で療育手帳の取得を勧められ、申請に至った事例が目立った。

申請の経路は、病院の勧めが22名と最も多く、全体の4割を占めている。

転入を除く新規交付申請における判定結果は、A(重度)判定が3名、B(その他)判定が52名であり、大人になってから新たに交付されるのは、ほぼ中・軽度の障害程度といえる。

また、非該当が4名であった。非該当の中には、精神障害者保健福祉手帳の取得を支援した事例もある。

(2) その他の判定（照会に対する回答）

その他の判定としては、病院から障害基礎年金および特別児童扶養手当の診断書作成に係るもの、成年後見の申立てに係る診断書作成や、障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定に係るもの、また、就労に向けての支援制度活用のために、公共職業安定所等関係機関からの判定結果の照会に伴うものがある。

目的	障害基礎年金・手当等 診断書	成年後見 制度診断書	支援区分 医師意見書	就労支援 制度	その他	計
病院	117	12	13		1	143
公共職業安定所				26		26
その他	1				21	22
計	118	12	13	26	22	191

4 巡回相談

来所が困難な方については、それぞれの地域に出向いて相談や判定を行っている。
巡回先は、施設（10回）・庁舎（7回）・病院（4回）・自宅（3回）であった。

一昨年度より、療育手帳Aを所持する施設入所者（19名）に対して、巡回訪問を行わず書類による判定を行った。

実施年度	R4	R5	R6	R7
回数	65回	48回	44回	24回
相談件数	167件	81件	83件	43件
スタッフ総数	133人	93人	88人	51人

5 判定会議

相談者について、知的障害者福祉司・心理判定員・医師等が出席して、それぞれ専門的な立場から、療育手帳にかかる障害程度の判定や、本人の能力・特性、また、環境調整等の必要性から今後の望ましい支援のあり方や、具体的方法について協議し、必要に応じて支援機関につないでいる。

令和7年度 開催回数 39回 対象者数 68人

6 研修

市町村知的障害者福祉担当職員研修会は、ZOOMによる開催とした。

（市町村身体障害者福祉担当職員研修会と合同開催）

市町村福祉の第一線で知的障害者福祉事務を担当する職員に対し、障害者援護支援に必要な専門的知識・技術の習得（主に療育手帳交付事務に関すること）を図るため、また、市町村との連携をより強化するために実施。

資料1 統計

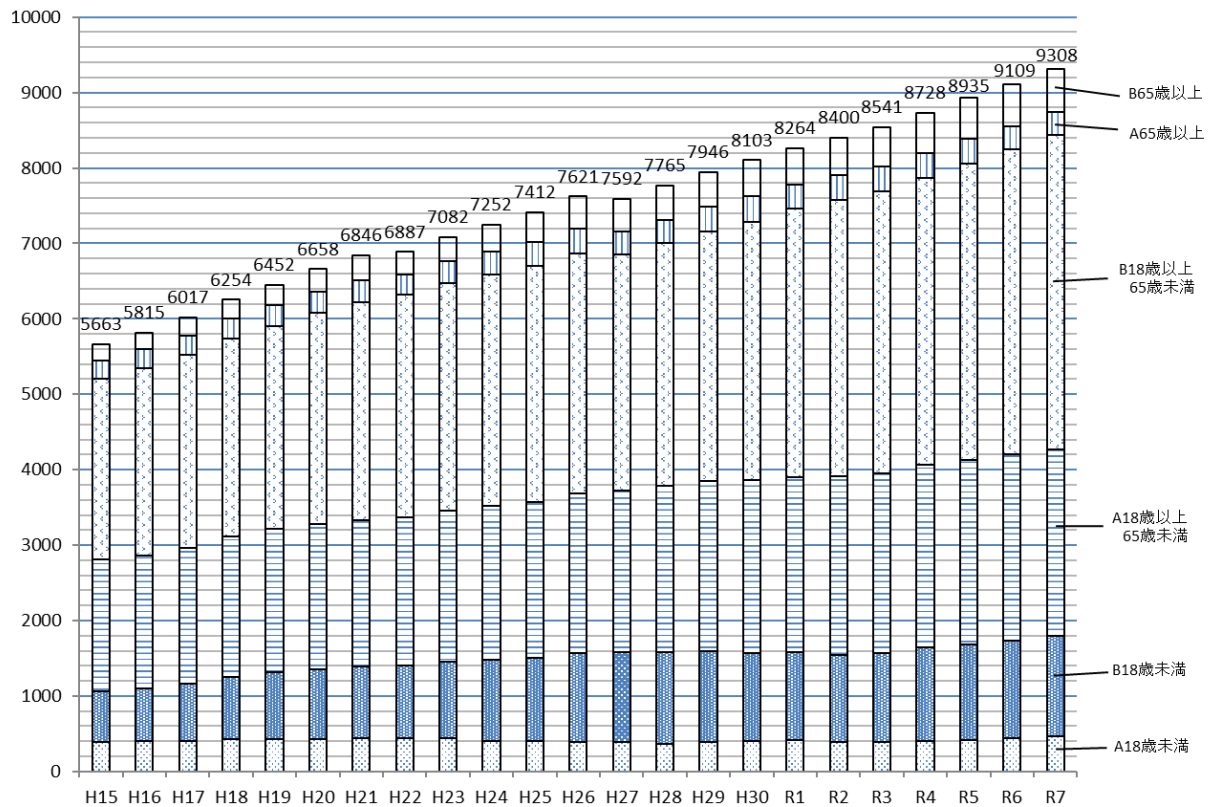
(1) 市町村別療育手帳交付者数 (富山県全体)

市町村別療育手帳登録者数 (富山県全体)

(令和8年3月31日現在)

市町村名	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合 計		
	A (重度)	B (中軽度)	計	A (重度)	B (中軽度)	計	A (重度)	B (中軽度)	計	A (重度)	B (中軽度)	計
富 山 市	212	530	742	946	1,623	2,569	84	203	287	1,242	2,356	3,598
高 岡 市	70	225	295	404	647	1,051	57	80	137	531	952	1,483
魚 津 市	14	44	58	77	182	259	9	22	31	100	248	348
氷 見 市	19	42	61	115	176	291	22	34	56	156	252	408
滑 川 市	22	41	63	93	130	223	9	14	23	124	185	309
黒 部 市	15	42	57	100	147	247	12	25	37	127	214	341
砺 波 市	24	71	95	89	219	308	17	35	52	130	325	455
小 矢 部 市	8	43	51	68	128	196	15	19	34	91	190	281
南 砺 市	15	63	78	128	217	345	20	46	66	163	326	489
射 水 市	44	132	176	214	368	582	18	41	59	276	541	817
舟 橋 村	2	7	9	8	15	23	0	1	1	10	23	33
上 市 町	7	21	28	69	62	131	9	10	19	85	93	178
立 山 町	2	28	30	53	102	155	12	20	32	67	150	217
入 善 町	12	25	37	70	98	168	12	8	20	94	131	225
朝 日 町	4	9	13	36	59	95	11	7	18	51	75	126
合 計	470	1,323	1,793	2,470	4,173	6,643	307	565	872	3,247	6,061	9,308

(2) 療育手帳交付者数の推移（富山県全体）



グラフは、富山県全体の療育手帳交付者数の推移を、年齢層別、A（重度）、B（その他）判定別に示したものである。

交付者数全体としては、年々増加傾向にあり、令和7年度では9,308人となっている。また、各年齢層（18歳未満、18歳以上65歳未満、65歳以上）におけるA判定、B判定の各手帳交付数割合は大きな変化なく推移している。

資料2 療育手帳の判定基準

1 知的障害の程度の区分

1 8歳未満

(1) A…重度

次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

- 1 知能指数が概ね35以下で、食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。
- 2 知能指数が概ね35以下で、頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とするもの。
- 3 盲（強度の弱視を含む。）若しくはろうあ（強度の難聴を含む。）又は肢体不自由（これらの障害の程度は身体障害者福祉法に基づく障害等級の1級から3級に該当する程度のものであること。）を有するものであって知能指数が概ね50以下のもの。

(2) B…中・軽度

A以外の程度のものであって、知能指数が概ね75以下であって社会適応性の乏しいもの。

1 8歳以上

(1) A…重度

次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

- 1 知能指数が概ね35以下で、日常生活における基本的な動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とするもの。
- 2 知能指数が概ね35以下で、失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とするもの。

注 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害（身体障害者福祉法に基づく障害等級の1級から3級に該当する程度のものであること。）を有する者については、上記1、2において知能指数が概ね「35以下」を「50以下」とする。

(2) B…その他

A以外の程度のものであって、知能指数が概ね75以下であって社会適応性の乏しいもの。

2 その他

- (1) 知能指数は標準化された個別式知能検査を利用する。知能検査の実施が困難な場合には、必要に応じ標準化された発達検査を使用する。
- (2) 常時介護の程度の判定にあつては、標準化された「社会生活能力検査」等を用い、必要に応じ「重度知的障害者社会生活能力調査票」等を使用して、その結果を判定の参考にすること。

※「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）に基づく

市町村障害者福祉担当課一覧

名 称		所 在 地	郵便番号	電話番号
富山市	障害福祉課	富山市新桜町7-38	930-8510	(076)443-2056
高岡市	社会福祉課	高岡市広小路7-50	933-8601	(0766)20-1369
魚津市	社会福祉課	魚津市釈迦堂1丁目10-1	937-8555	(0765)23-1005
氷見市	福祉介護課	氷見市鞍川1060	935-8686	(0766)74-8113
滑川市	福祉課	滑川市寺家町104	936-8601	(076)475-1377
黒部市	福祉課	黒部市三日市1301	938-8555	(0765)54-2502
砺波市	社会福祉課	砺波市栄町7-3	939-1398	(0763)33-1317
小矢部市	社会福祉課	小矢部市鷺島15	932-0821	(0766)67-8601
南砺市	福祉課	南砺市北川166番地1	932-0293	(0763)23-2009
射水市	社会福祉課	射水市新開発410番地1	939-0294	(0766)51-6626
舟橋村	健康福祉課	中新川郡舟橋村佛生寺55	930-0295	(076)464-1122
上市町	福祉課	中新川郡上市町法音寺1	930-0393	(076)473-9107
立山町	健康福祉課	中新川郡立山町前沢1169	930-0221	(076)462-9957
入善町	保険福祉課	下新川郡入善町入膳423	939-0693	(0765)72-1841
朝日町	健康課	下新川郡朝日町道下1133	939-0793	(0765)83-1100

障害者就業・生活支援センター等

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
(富山圏域) 富山障害者就業・生活支援センター	富山市坂本3110	939-2298	076-467-5093
(高岡圏域) 高岡障害者就業・生活支援センター	高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター2階	933-0935	0766-26-4566
(新川圏域) 新川障害者就業・生活支援センター	下新川郡入善町浦山新2208	939-0633	0765-78-1140
(砺波圏域) 砺波障害者就業・生活支援センター	砺波市幸町1-7砺波総合庁舎1F 障がい者サポートセンター きらり内	939-1386	0763-33-1552

富山障害者職業センター	富山市桜橋通り1-18	930-0004	076-413-5515
-------------	-------------	----------	--------------

県障害者虐待相談窓口

富山県障害者権利擁護センター	富山市新総曲輪1-7 (富山県障害福祉課内)	930-8501	076-444-3959
----------------	---------------------------	----------	--------------

【 交 通 案 内 】

◇あいの風とやま鉄道をご利用の場合

あいの風とやま鉄道 東富山駅下車

(バス乗り継ぎ)

「東富山駅口バス停」より

県リハビリセンター行き(乗車時間約 7 分)

終点「県リハビリセンター」下車

※バスの運行は 1～2 時間に 1 便程度のため、あらかじめ時刻表をご確認ください

(タクシー乗り継ぎ)

東富山駅からタクシー(乗車時間約 5 分)

◇路線バスをご利用の場合

「富山駅北口」乗り場から 県リハビリセンター行き(乗車時間約 30 分)

終点「県リハビリセンター」下車

※バスの運行は 1～2 時間に 1 便程度のため、あらかじめ時刻表をご確認ください

